

●香川県監査委員公表第16号

令和7年9月8日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年11月5日

香川県監査委員	白鳥一雄
同	武田宏之
同	鏡原慎一郎
同	城本宏

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 長田 慶太

2 請求書の提出

令和7年9月8日

3 請求の内容

（以下、令和7年9月8日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

（1）請求の趣旨

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、下記の必要な措置を請求する。

ア 旧香川県立体育館解体工事に係る一切の公金の支出をしてはならない。

イ 監査の手続が終わるまでの間、暫定措置として、請求の趣旨ア記載の公金の支出の停止を求める。

（2）請求の理由

ア 当事者

（ア）請求者は、香川県に居住する者である。

（イ）香川県知事池田豊人（以下「知事」という。）は、旧香川県立体育館解体工事に係る公金の支出を予定している地方公共団体の執行機関である。

イ 住民監査請求の対象となる公金の支出

香川県が公開した令和7年8月7日付け「入札後審査型一般競争入札公告個別事項」記載の旧香川県立体育館解体工事を中心とする、旧香川県立体育館解体工事に係る一切の公金の支出

ウ 本件建物及び本件公金の支出に係る経緯等

（ア）本件建物について

本件建物は、世界的に著名な建築家である丹下健三氏の設計により、昭和39年に第18回国民体育大会主会場施設として建設された独創的な建造物であり、和船を連想させる特徴的な外観から、「船の体育館」と呼ばれる。

平成26年に老朽化により閉館したものの、丹下健三建築の代表作として、国内外において、極めて高い文化的・歴史的価値を有すると評価されており、日本国内の建築・文化財保存の専門家のみならず、国際的な建築界や美術館セクターから強い危機感と保存要請を伴う注目を受けている状況にある。

具体的には、ハーバード大学大学院デザイン学部やニューヨーク近代美術館（MoMA）

といった学術・文化機関が公式に保存を求める声明を発出しており、建築界の権威ある研究者・実務家からは戦後モダニズム建築の世界的遺産として再評価する声が上がっている。アメリカ ワールド・モニュメント財団（World Monuments Fund: WMF）平成29年版危機遺産リスト（2018 World Monuments Watch）（平成29年10月16日）にも登録され、文化庁建築文化ワーキンググループ、日本建築家協会などからも保存を求める嘆願書、要望書が出されている（甲1-1～甲1-8）。

また、地域住民や文化関係者による署名活動は、短期間で数万筆を集めるほど強い共感と社会的広がりを見せており（甲2）、単なる専門的議論にとどまらず、市民的運動としての盛り上がり形成している。

これらの事実は、本件建物が、国内外において「文化的資産の存続が危機に瀕^{ひん}している」との認識のもと、保存の緊急性と公共性を強く意識した注目の対象となっていることを端的に示している。

（イ） 本件再生案について

本件建物の保存活用を目的とする有力な民間事業者等の連合体である旧香川県立体育館再生委員会（以下「再生委員会」という。）（甲3）は、本件建物の保存活用に関する方向性を表明し、令和7年7月18日、香川県教育委員会に対して、自己資金による建物取得・耐震補強・宿泊施設等への転用を中核とする再生案（以下「本件再生案」という。）を正式に提示し、協議の開始を申し入れた（甲4）。また、同年7月23日には第1回目の記者会見を実施し、想定事業者、資金調達スキーム、活用計画、耐震工程表等を明示した実効性ある提案を公表した（甲5）。

想定事業者は、観光集客や地域活性化に関する実績を有する企業と、建築再生の技術に卓越した専門家から構成される。具体的には、観光集客や地域活性化の空間再活用におけるトップランナーである乃村工藝社に加え、デベロッパーとして地域まちづくりに深く関与し、広島・瀬戸田で築約140年の旧堀内邸を改修して地域の歴史と調和した旅館「Azumi Setoda」をはじめとする宿泊施設や地域開発に強みと実績を有する株式会社Stapleが参画している。また、建築再生において第一人者である青木茂氏（青木茂建築工房理事長）も関与し、これまで数多くの公共施設や教育施設で成果を上げてきた「リファイニング建築」の経験に基づき、確かな技術的支援を提供している。

資金調達スキーム及び活用スキームは、複数の不動産ファンドを含めた参画構成により、自己資金及び出資・借入を組み合わせた具体的かつ現実性の高い構成となっており、資金^{めど}目処は確立されている。

耐震工程表については、建物の安全性を確実に担保することを最優先に策定されている。構造体を精緻に調査・解析した上で必要な補強を加える「リファイニング建築」は、既存建物を解体せずに現行の耐震基準に適合させる再生手法であり、全国の公共建築や学校施設等に広く適用されてきた実績を有する。本件で提示された耐震工程表も、最新の解析技術を踏まえ、南海トラフ級の大規模地震を想定しても倒壊の危険を回避し得る水準で策定されている。したがって、本件再生案は、経済的合理性のみに依拠するのではなく、地域住民の生命・身体の安全を確実に守り、地方公共団体としての安全確保義務にも整合する実効性ある計画といえる。

さらに、同年8月5日には、想定事業者から資金調達・実施に関する出資・参加意向表

明書が正式に提出されている。本件再生案は単なる理念的提案にとどまらず、資金面・体制面の裏付けを伴う、実行段階に移行し得る具体性を備えた計画であることが示されている（甲6）。

本件再生案は、文化財的価値の保存のみならず、宿泊・文化・建築機能を併せ持つ複合施設として再生する計画であり、収益性を有し、例えば「ブックラウンジ併設ホテル案」や「1棟ホテル案」では、年間約1億円の営業利益を見込むなど、事業性と継続性が見込まれる水準が示されている。

本件再生案が実現すれば、香川県としては、後述のとおり予算計上されている約10億円の解体費の支出が一切不要となるだけでなく、本件建物の売却対価が得られる上に、観光客の誘致や宿泊需要の創出、周辺の飲食店・文化施設との連携強化などを通じ、地域経済に対する波及効果が期待でき、歴史的建築物を活用することによる地域ブランド価値の向上、文化的資源の継承、さらには新たな雇用機会の創出にもつながるなど、多面的にわたる公共的利益が想定される。

（ウ） 県の対応について

香川県は、本件建物の老朽化及び耐震性の問題を理由に、令和4年3月議会において本件建物の解体を決定し、令和7年度当初予算に約10億円の解体費を計上した（甲7）。

その後、再生委員会による本件再生案の提案があったが、令和7年7月22日、知事は定例会見において、「具体的なものになっていない提案である」との一方的見解を示し、実質的な検討や協議の意向を示さなかった（甲8）。

上記知事の発言等を受け、再生委員会は同年8月6日に本件再生案の具体性等を示す追加資料を提出した（甲9）が、県は検討・協議に応じず、同年8月7日、予定価格は920,416,200円、入札期間は2025年9月2日から4日までとする、本件建物の解体工事業者を選定する一般競争入札の情報を公開した（甲10）。

その後、知事は同年8月18日の記者会見で、本件再生案は「主体が不明確である」「具体的な提案ではない」との見解を再度示した。記者からは「本件再生案は相当具体的なものになっていると思うが、どの程度の具体性が求められているのか」との旨の質問がされたが、知事は、求められる具体性の程度を明らかにせず、不透明な答弁に終始した。解体工事を延期できない理由としては、「地震に対する安全性の懸念があるなかで、解体を先延ばしにすることはできない」と繰り返し述べている（甲11-1、甲11-2）。

エ 本件公金の支出の違法性、不当性

（ア） 合理性のある代替案の検討が行われていないこと

前述のとおり、公金の支出を要しない本件再生案が、想定事業者、資金調達スキーム、活用計画、耐震工程表等を伴って具体的に提示され、令和4年3月議会等での解体決定時とは基礎事情が大きく変化している。

地方公共団体は公金の支出について、必要最小限度の支出を行う義務があるところ（地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項）、上記基礎事情の変化を踏まえば、当該代替案について改めて検討を行い、関係者との協議を再開することが、行政として求められる対応であるにもかかわらず、十分な協議・検討が行われていない結果、不必要な公金が支出されようとしている。

公金の支出の必要性に大きく影響を与える代替案の検討がなされないまま不必要な解体

工事を実施し、約10億円という莫大^{ぼく}な公金を支出する行為は、最少経費最大効果の原則（地方自治法第2条第14項）、必要最小限度支出の原則（地方財政法第4条第1項）に反し違法であり、社会通念上も著しく合理性を欠く不当なものである。

なお、香川県は、令和3年8月から10月に実施したサウンディング型市場調査において民間の持続運営案がなかった旨を指摘するが、約2か月余という期間は、耐震設計・見積・用途設計等を網羅して完成度の高い案を提出するには明らかに不足しているし、応募者の全額負担を前提とする等、有効な提案の可能性を著しく狭める態様であった（甲12）。

さらに、公開された評価書等是不開示・黒塗り部分が過大で、審査過程が不透明であることが情報公開の審査過程でも問題化している（甲13）。

これらの事情に鑑みれば、当該サウンディング型市場調査は、実効性が極めて乏しいものであったと評価せざるを得ず、本件再生案の検討を行わない理由とは到底なり得ない。

（イ） 本件建物の安全性に関する県の判断が、具体的・客観的な技術的裏付けを欠いていること

知事は「大規模地震の発生確率が高まる中、倒壊などによる大きな影響が懸念される状態」「瓦礫^{れき}等が西側の道路に散乱することによる通行不能」等の、あたかも本件建物が地震等により直ちに倒壊するおそれが高いかのような印象を与える表現を用い、「地震に対する安全性の懸念があるなかで、解体を先延ばしにすることはできない」（甲11-1、甲11-2）と繰り返し述べ、解体を急いでいる。

もっとも、香川県が上記危険性の唯一の根拠としているのは、平成24年という10年以上前に実施された、簡易モデルを用いた耐震診断であり、後述のとおり当該耐震診断は専門家等により問題が指摘されているが、そもそも当該耐震診断においても、上記知事の発言のような危険性や表現が記載されているわけではない。香川県はその後、当該耐震診断の作成者等に照会をせず、また、再調査等も一切実施しないまま、現在においても、当該耐震診断を曲解し、専門的・技術的裏付けを欠く恣意的な見解に基づき解体の必要性を判断している（甲14）。

他方、東海大学准教授である田中正史氏が、令和7年に最新の知見・技術をもって実施した構造性能評価によれば、本件建物は南海トラフ等の大地震を想定しても倒壊等の心配はないとされている（甲15）。

さらに、知事の発言等を受け、再生委員会が令和7年8月26日に実施した第2回目の記者会見においては、想定事業者等が本件再生案の耐震検査主体や事業性をより具体的に説明するとともに、日本大学名誉教授の斎藤公男氏をはじめとする日本を代表する専門家等が、平成24年に実施された上記耐震診断で用いられた構造モデルは簡略化された不適切なものであり、不正確な結果となっている旨を指摘し、建物の素材・構造等を冷静に分析すれば、本件建物の地震等による倒壊の危険はなく、協議の時間確保は十分可能であるのだから、倒壊の危険を理由とする即時解体はあり得ない旨を、専門的見地から明確に説明した（甲16）。

以上を踏まえると、適切な資料、根拠に基づき客観的・技術的に判断すれば、本件再生案に関する十分な協議・検討を行ったとしても、その間に本件建物が倒壊する危険は想定されないことが明らかである。

香川県は、安全性に関する適切かつ十分な調査を行わず、不正確な前提、恣意的な解釈

に基づき不必要な公金の支出を予定しているのであるから、本件公金の支出は、最少経費最大効果の原則（地方自治法第2条第14項）、必要最小限度支出の原則（地方財政法第4条第1項）に反し違法であり、社会通念上も著しく合理性を欠く不当なものである。

（ウ） 本件建物の文化的・歴史的価値を不当に軽視していること

前述のとおり本件建物は、国際的にも高い評価を受けている丹下健三氏の代表的な建築作品であるところ、適切な保存再生により、香川県の「アート県」としてのブランディングの中核を成す建造物となり、観光客の誘致、宿泊需要の創出、文化的資源の継承といった、多面的にわたる経済的・公共的利益が期待できる。

令和6年10月に文化庁文化審議会文化経済部会に新たに設置された建築文化ワーキンググループ（以下「WG」という。）では、建築やまち並みを我が国の重要なストックと捉え、時代に合う形で活用・価値創出し、「生きた建築等」として継承することが必要として、建築やまち並みに文化的価値に加え経済的価値も見出し、自律的・持続的に維持・活用・創造を行うエコサイクル創りに向け必要な取組、施策、新たな立法措置（建築文化振興法）等を協議している。その中で、本件建物において本件再生案が実現するのであれば、まさに旧来のものと新たなものを合わせて建築文化と地域経済の両者を振興する、建築文化振興のモデルとなる取組となるものと考えられ、その取組を国の支援の対象とするように強く働き掛けるとの意見が、WG座長である工学院大学総合研究所教授の後藤治氏から示されている（甲16）。このように、本件建物は、建築文化振興の国内初の支援対象モデルとして文化庁による補助金・税制優遇の対象となる可能性も高く、その文化的重要性を文化庁からも評価され、本件再生案によって更に地域経済の振興にも寄与することが強く期待されているといえる。

本件公金の支出は、約10億円という額面の損失に^{とど}まらず、このような文化的・歴史的価値ないし経済的・公共的利益を棄損するものであることにも留意する必要がある。

本件建物の文化的・歴史的価値を軽視した本件公金の支出は、香川県の重要な観光・文化的資源を公金を用いて棄損し、将来にわたり香川県に対し甚大な損害を与えるものであるから、最少経費最大効果の原則（地方自治法第2条第14項）、必要最小限度支出の原則（地方財政法第4条第1項）に反し違法であり、社会通念上も著しく合理性を欠く不当なものである。

（エ） 解体費用が相場から大きく乖^{かい}離し、著しく高額であること

香川県の公表した一般競争入札の情報によれば、本件建物の解体工事の予定価格は920,416,200円であり、本件建物の延べ面積が駐輪場を含めても5,483.55㎡（約1,659.08坪）（甲10）であることからすれば、坪単価としては55万円超となる。

鉄筋コンクリート建造物の解体費用相場は坪単価4万5,000円から8万円（甲17）であるところ、確かに大規模な公共建築の場合は割高になる傾向があるが、本件建物より大規模である千葉県総合スポーツセンター旧体育館の場合でも解体費用の坪単価は約22万円（甲18-1、甲18-2）と、本件の半分以下である。

本件建物の構造の特殊性を考慮しても、解体費用が相場と大きく乖^{かい}離し、あまりに高額であるところ、その具体的な理由や算出根拠等は明らかにされていない。

このように、解体工事の可否は措^おいたとしても、相場から大きく乖^{かい}離した著しく高額な工事費用を公金から支出することは、最少経費最大効果の原則（地方自治法第2条第14項）、

必要最小限度支出の原則（地方財政法第4条第1項）に反し違法であり、社会通念上も著しく合理性を欠く不当なものである。

オ 地方自治法第242条第4項（暫定措置）の要件を満たすこと

（ア） 本件公金の支出が違法であると思料するに足る相当な理由があること

上記エの事情に照らせば、本件公金の支出は違法であると思料するに足る相当な理由が認められる。

（イ） 回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があること

手続を進めれば進めるほど、本件公金の支出を中止することが困難になり、また、仮に中止したとしても、応札者をはじめとする他の利害関係者が香川県に対して損害賠償請求等を行う可能性が高まることから、一刻も早く手続を停止させる緊急の必要性が認められる。

また、約10億円という多額の解体費用を前提とすると、当該解体費用の支出や応札者等からの損害賠償請求等は香川県に対して回復困難な損害を与えることは明らかである上、本件建物は一度解体されれば文化的価値、歴史的価値、経済的価値を回復することは不可能である。

よって、回復の困難な損害を避けるため緊急の必要性が認められる。

（ウ） 人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないこと

上記で述べたように、東海大学准教授の田中正史氏、日本大学名誉教授の斎藤公男氏をはじめとする、日本を代表する構造家、建築家等が、南海トラフ地震を想定したとしても、本件建物に倒壊の危険はないとの分析結果を示す一方、香川県の実施した耐震検査は用いた構造モデル等の問題が指摘されていることからすれば、本件建物の倒壊のおそれや、本件建物を直ちに解体する必要性は認められず、人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないことは明白である。

カ 補足（本件公金の支出が特定されていること）

住民監査請求の対象が特定されているかについては、監査請求書及び添付資料を総合して、当該対象が特定の財務会計上の行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されていれば足りる（最高一小判平成16年11月25日最高裁判所民事判例集58巻8号2297頁）。具体的には、各支出行為を容易に把握でき、支出の範囲を識別でき、支出がなされることの相当の確実性があることを考慮して、住民監査請求の対象として特定されているかを判断する（最高三小判平成18年4月25日最高裁判所民事判例集60巻4号1841頁参照）。

これを本件についてみると、上記のとおり、本件公金の支出行為の前提となる解体工事について、令和7年度当初予算案には解体工事費用として約10億円が盛り込まれ（甲7）、係る一般競争入札の情報が既に公開されている（甲10）。そのため、監査委員は、解体工事費用の支出行為を容易に把握することができ、また、その範囲を識別することができる。

また、令和7年度当初予算案に解体工事費用が盛り込まれており、公告によると、入札期間は令和7年9月2日（火）9時から令和7年9月4日（木）16時まで、開札予定日は令和7年9月5日（金）9時30分とされているなど、入札手続は現に具体的に進行している。また、落札者として決定されれば、その後、原則として当該落札者との間で解体工事に関する契約が締結される運びとなっている。そして、現在に至るまで、県は、再生委員会からの度

重なる現実的な提案に対して、応じる姿勢すら見せず、強硬に解体を進めようとしている。
そのため、現時点において、公告に基づく手続が粛々と進行し、解体工事に関する契約が締結され、公金が支出されることが、相当の確実性をもって予定されているといえる。

したがって、本監査請求書と添付資料から、本件公金の支出行為が、監査請求の対象となり得る程度に特定されているといえる。

キ 結論

以上により、本件公金の支出は違法、不当なものであるため、本件建物の解体工事に係る一切の公金の支出をしてはならず、監査の手続が終わるまでの間、暫定的に、上記公金の支出の停止をしなければならない。

(3) 添付書類

(以下の書類については省略をする。)

事実証明書

- ア 甲第1-1号証 イリノイ大学からの嘆願書
- イ 甲第1-2号証 ニューヨーク近代美術館(MoMA)からの嘆願書
- ウ 甲第1-3号証 ハーバード大学院上級教員からの嘆願書
- エ 甲第1-4号証 公益社団法人日本建築家協会(JIA)からの要望書
- オ 甲第1-5号証 松隈洋氏からのメッセージ
- カ 甲第1-6号証 丹下憲孝氏からのメッセージ
- キ 甲第1-7号証 嘆願書の日本語訳、要約等
- ク 甲第1-8号証 ワールド・モニュメント財団(World Monuments Fund: WMF)平成29年版危機遺産リスト(2018 World Monuments Watch)(平成29年10月16日)
- ケ 甲第2号証 オンライン署名
- コ 甲第3号証 旧香川県立体育館再生委員会概要
- サ 甲第4号証 意向表明に係る報道資料
- シ 甲第5号証 旧香川県立体育館再生に向けた検討素案
- ス 甲第6号証 各企業出資・参画意向表明書
- セ 甲第7号証 令和7年度当初予算と主要事業の概要
- ソ 甲第8号証 知事記者会見(令和7年7月22日)
- タ 甲第9号証 再生委員会から県への追加提出資料
- チ 甲第10号証 入札後審査型一般競争入札公告個別事項
- ツ 甲第11-1号証 知事発言に係る報道資料
- テ 甲第11-2号証 知事記者会見(令和7年8月18日)
- ト 甲第12号証 サウンディング型市場調査概要
- ナ 甲第13号証 令和6年8月8日答申第550号
- ニ 甲第14号証 緊急輸送路に係る報道資料
- ヌ 甲第15号証 旧香川県立体育館の構造性能評価について
- ネ 甲第16号証 再生委員会会見用資料(令和7年8月26日)
- ノ 甲第17号証 解体費用の相場
- ハ 甲第18-1号証 千葉県総合スポーツセンター体育館解体工事概要

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和7年9月10日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の内容から、旧香川県立体育館（以下「本件建物」という。）解体工事に係る公金の支出（以下「本件公金の支出」という。）をすることが違法又は不当な財務会計上の行為であるか否かについて、監査を実施した。

2 監査対象部局

教育委員会事務局保健体育課（以下「保健体育課」という。）

3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、令和7年9月17日に請求人から追加の証拠が提出され、同日、請求の趣旨を補充する陳述がなされた。さらに、同年10月9日及び同月17日に請求人から追加の証拠が提出された。

（1）請求人の陳述（要旨）（請求人の陳述の内容に即して記載する。）

旧香川県立体育館再生委員会委員長の長田と申します。本日はお忙しい中、陳述の機会をいただき誠にありがとうございます。旧香川県立体育館の解体工事手続の保留と利活用を目指し、公金の支出の停止を求めて、9月5日、監査請求を提出させていただきました。8割以上にもなろうかという協議を望む声がここにはあります。委員の皆様も、公平で公正な、勇気ある判断になることを切に願っており、その手掛かりとなるための情報を、正確に知っていただくために、また、疑問を払拭していただくため、この場をお借りできればと思っております。是非ともあの建築を香川県そして高松市の大切な資産として、再度見つめ直してほしく、今なら間に合うこともまだあると思います。どうか皆様の御英断をいただきたくどうぞよろしくお願いいたします。

御存じのとおり既に入札開札を終え、今はもう議会の契約執行議決を待つのみとなりました。なお、議決を経てここまで来た案件に対して監査が非常に難しい側面があることを十分に理解はしております。ただ、僕も同じ建築業界におりますので、この建物の解体に対して反対される方も、周りに非常にたくさんおります。

積算された10億円という解体費用ですが、建物だけの坪単価では70万円になります。通常の解体費用からすると7倍から4倍ぐらいの金額になっており、余りに高額なのではないかという考え方があります。あの建物で非常に難しいことは、はね出し部分の解体だと思いましたが、床面積のほとんどを占める部分は、ただのラーメン構造です。吊り屋根の撤去と横の部分の面積は全体面積の20%ほどです。ですから全体として7倍、4倍という金額が入っている事実は、もう少し議会で議論されてもよかったのではないかと思います。

僕は7月23日に記者会見を開いたわけですが、7月23日からの動きだと思われる方にとっては「遅い」とか、「もう決まったこと」といわれることがいっぱいあります。僕が動き始めたのは、昨年6月24日に解体費10億円相当という議会での淀谷教育長の発表があってからです。10億円という金額を僕は業界にいたので、何となく疑問に思うわけです。通常の解体の平米数からいくと、せめて5億円以内で終わらないといけないのかなという感覚がありましたの

で、その10億円という金額が出たことが、その建物が生きようとする意思のように僕は感じました。8月にある図面が発掘されましたので、見てもらっていいですか。これは、もう亡くなられましたが、原設計のときの構造設計をされた岡本剛さんの自宅から発見された手書きの構造図です。それを見たときに、10億円とこの建物に込められた思いみたいなものが、僕の中では重なって、これは残さないといけないというのが、僕がこの活動に至っていく流れです。ですから、去年の9月ぐらいから、議会に働き掛けを行いました。

様々な議員にアプローチをさせていただきました。去年の12月に植田議員の協力のもと、一般質問として有識者委員会の設立を議会に提案しましたが、結果的にはその場の答弁でその提案自体を蹴られるような姿を目の当たりにしました。そして議決があって、解体に進むということで、僕らが記者会見して、ずっと働き掛けている中で、止まる気配のない手続をずっと見てきたというか、その解体に向けてひたすらまい進していく。手続の中でできることを積み上げていった結果、今こんなところまで至ってしまったというのが、一つの道筋かなと思っています。

今、一番議論になっているのが安全性の問題、建物の耐震診断の話です。今日はそこを中心に資料を用意させていただきましたが、解体費用の11億円に対し、議決前から危険という言葉を使いながら、危険陽動を行って、世論を巻き込んでいくような、そこまでしてなぜ11億円というお金を使おうとするのか。

県は閉鎖状態での話し合いという形をとられ、先日の話し合いの中では、県の方々は一言も話してくれませんでした。僕らが話して、「はい、はい」という状態の中で、いろいろ一生懸命伝えたことを、まるで飲み込まず、次の日、突如、教育委員会が記者会見を開いて、危険だという発表をされました。ただ、そこに至る2回の話し合いの中で、僕が一生懸命伝えてきたその耐震性能に対する読み違いがあります。

まずは、こちらの「住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述への参考資料一式」の方です。1から30ページまでの「耐震診断書のルート1解析では複雑な力の流れを持つ建築の耐震性能が正確に捉えられない根拠」という部分に関しては、少し複雑なので、次の1枚目にまとめています。

まず大前提として、県は、耐震改修促進法を根拠に法的に合っていると主張されていますが、これは耐震改修を促進し、かつ、ルート1といわれる、いわゆるラーメン構造に向けた汎用計算法です。一般的なラーメン構造に対応しており、使われる方も多く、実績も一番あります。そのルート1という方法にこの複雑な建物を無理やり押し込んでいます。耐震改修促進法は建築基準法の下層に準ずる法律です。資料の丸の横に「？」を入れています、僕らの場合、通常は県の建築指導課か民間の審査機関に提出するようになります。そこでOKをもらえれば、初めて施工できるという流れなのですが、建築基準法上、僕らが申請すると通りません。余りに現実のモデルと違うから、まず却下されます。それがなぜ今回はこの建物に当てはめて、正しいとされるか根拠が僕は正直分かりません。

まずはこのルート1という解析をルート3という時刻歴応答解析とか、保有水平耐力をソフト演算掛けるとか、様々な方法がありますが、そちらで解かないと曲がった壁とか、柱スパンの大きな建物は解き切れなくなっています。耐震改修促進法というのは、そういう難しいことにすると耐震が進まないの、簡単に読み解けるようになっています。ここで安全側と書いていますが、それは耐震性能が現物より少し下がってもいいという考え方です。耐震工事は増え

るが、その方が耐震に向かいやすいという読み解きがまずここにあります。ただこの大前提は、県側はこの耐震改修促進法をもって正しいといわれていますが、これでは正確な耐震診断は出ません。本当はルート3で解かなければいけない複雑な建物をルート1に無理やり押し込んで解いています。確かに法的には全く抵触していませんし、耐震改修においてはそれでも十分良いのですが、やはり問題点が多く出ます。建物が持っている保有水平耐力の根拠にはならないということを最初にいわせていただきたいのです。

2ページは現場の写真です。右側の2枚は大柱の配筋の写真です。次の3ページがいわゆる簡易モデルといわれるラーメン構造に無理やり押し込んだモデルの図面です。4ページも同じです。先程の写真と見比べて6ページは、大柱の配筋量です。角に1本ずつしか主筋がないです。この柱がないとして1回解析を掛けています。9ページから、先程の柱のない簡易型モデルに対して、内部架構、外部架構に分けて、大柱に別の演算を掛けています。13ページに内部架構のせん断値をもって、内部架構で出した強度と外部架構で出した強度を足し算するのですが、正確な数値が出ないだろうというのは、一般の方でも何となく分かってもらえるかなと思います。内部架構のせん断値をもって耐力としているのです。つまり、どちらか弱い方だけ取って、この建物の耐力としてしまっているのです。内部が崩壊しても外部架構が残っています。何がしたいかという、倒壊はまだしてないということがいいわけですね。県はずっと倒壊する、危ないといいますが、倒壊しないということが書かれています。

14ページの下の方は、実際には、縁梁^{ばり}のある湾曲した壁の解析もラーメン構造として解いているので、左側40センチの壁厚として検討しているという表記がありますが、実際は右側はハニカムのような構造をしていますので、これだけでも全然強度が違うことが見てとれると思います。

19ページから21ページでその大柱を検討しているわけですが、現実の形とただの台形で演算しています。次のページが平成10年度の耐震診断ですが、柱寸法を相当小さくして検証しているのです。3,650を3,170、2,200あるところを1,500とかです。非常に断面寸法を小さくして検証していくわけですね。いわゆる安全側、耐震改修を促すための法律なので安全側で解いて問題なしという規定がまずベースにあります。

22ページはその大柱の全体の建物に対する負担率が書かれていますが、X方向は12%、Y方向は50%負担させてみたり、実はルート1というのは、いろいろな読み解きができるのです。

24ページは県が発表された耐震強度の話で、下の方の0.54という数字に僕は四角の印を入れています。その下に0.516とあり、それはI s値といわれる地震耐性に対する数値ですが、平成24年度は下回る形で出ています。ただ、先ほど触れたように非常に簡易なモデルに押し込んだ上でこの数字が出ていているということを御理解ください。

次の25ページです。平成10年度に同じ方法で耐震診断を掛けたときの数値です。先程の0.5という数字が、X方向が0.347まで下がっており、Y方向が0.848まで上がっています。同じルート1で解析してその柱に対する力の流れの負担率を変えるだけで、これだけルート1は誤差が出ますが、どちらも正しいです。ああいう複雑な建物を、このルート1で解こうとしたときの許容値です。これだけむらがあつて、しかも耐震改修促進法に基づいて解析されている建物は、実際の建築基準法に適合しないです。緩和規定なので、今この診断書をもって、解体する根拠にしてしまうというのは、本当に耐震性能が足りている建物を11億円を使って解体することに向かおうとしています。これは僕らも協力者が多いので、構造物家達に聞いても、

皆さん同じ見解を持っています。丹下さんのこの名建築を、文化庁も手を挙げてくれそうな現状の中で、民間からの問い掛けを、協議という話し合いを通過しながら、耐震強度が足りているかもしれないのに壊そうとしているというのが今の現実です。

もう一つ非常に大事なことが26ページにあります。国交省の規定に、 I_s 値の0.54とは別で、下に黄色い線を引いています。柱が破壊することにより上部の重量を保持できなくなる境目のことです。鉄筋コンクリートの持つ粘り強さが最大限に発揮する数値があります。これを24ページの表に落とすと、基準指標に0.27という数字があります。その下にCT・SDという数値がありますが、0.27を上回ると、多少ひびは入るけれど建物が倒壊しないレベルを示します。0.27に対して0.5以上、ほかには0.9という箇所もありますが、建築をしているとこんな数字はなかなか見ないのですが、建物に損傷は出るが、粘り強いので倒れないということを示しています。多分、県はこの数値を見逃したと僕は単純に考えています。実際、この耐震診断上も倒れるということはどこにも書かれていません。

27ページです。先程ルート1の話をしました、本当はこういう建物は別にドローンを用いなくてもいいのですが、僕も仕事で難しい時、時刻歴応答解析やFEMといわれる有限要素法という立体解析モデルに入力して立体的に建物の力の流れを読んでいくわけですね。淀谷教育長は、何万通りの地震には対応できないといいましたが、実はこの入力を掛けると何万通りの地震に対応します。日本で起きた全ての地震に関して網羅しています。やはり立体モデル化して解かないと、建築基準法上この建物を建てようとして審査機関に出した場合、通りません。耐震改修促進法上は認められた簡易計算をもって、解体の根拠にしていることに触れておきたいと思います。

30ページは、丹下事務所の耐震診断書に緊急時の通行は確保されているということが書かれている資料です。31、32、33ページは、知事に8月5日付けで出した追加資料です。HPシェルといわれる、コンクリートの曲面、屋根や壁の研究者である田中正史博士からいただいた構造評価です。^く杭にまで話は及んでいます。また資料としてお読みください。

もう一つ、今日初めて持ってきましたが、金箱構造設計事務所といわれる日本の超大手の有名事務所に昨年の2月付けでこの診断書を読んでいただいています。杭の話が教育委員会からありましたが、ここでも同じことに触れています。教育委員会は12%不足しているといいましたが、僕らの計算では25%不足しています。ただ、その杭の耐力については後で触れるとして、一番大事なところは、地表面加速度といわれる地震時に起こる地面の横動きの力の係数です。この丹下事務所の12%足りないという根拠も、 400gal という地表面加速度がベースになっています。これは直下型の震度7ぐらいの地震を想定した数値です。南海トラフで起きる震度6弱といわれている香川県に関していえば、地表面加速度 200gal ぐらいです。したがって、どこの地震をもって本当にアウトにするのかは僕らも検討していく中で今から問われることではありますが、少しハイスペックすぎるかなということに触れておきたいと思います。

38ページですが、耐震改修促進法にも杭の耐震設計が記載されていません。今回の丹下さんの診断書でも計算していますが、新築時の計算の仕方と同じです。簡単にいうと、建物の周りが柔らかい土で埋め戻された状態なので、土が持っている土圧みたいな地盤反力として計算に入れています。時間が経って建物が地震で動くようなことはまずないのです。周りが固まるし、周りにコンクリートを打ったりしてそこに反力が生まれるので、その根入れの部分などを加味すると、僕らは25%足りないと思っていますが、それも計算値を入れていくと、大丈夫

だということが田中さんの資料にも書かれています。

あとはコンクリートの中性化についてです。教育委員会はこの前、すごく中性化が進んでいるようにいいましたが、調査をした結果だと多くても35ミリぐらいの中性化です。下に書いていますが、あと10年ほどは中性化が鉄筋には達しないという資料も出ています。

液状化に対しては、耐震診断書の中にハザードマップしか付いていなかったのので、僕は清水建設株式会社から地盤データを手に入れて、地盤測定を掛けて試験をしました。それが2月です。その結果を基に液状化判定を掛けていますが、52ページと53ページに、僕が先ほどいった200galという数字上での液状化判定を掛けており、右側が判定です。ちょっと液状化を起こしそうなどところがありますが、全体的には液状化を起こしません。これもどこで設定するかによるのですが、ただこれ以上の震度が来た場合に対策はないのかということで、丹下事務所の方は180本の杭を増し打ちするような非常に高価な耐震設計がなされていました。それを見積りしようとする、杭屋の方から屋根があって杭は打てないという話があり、どうすればできるのかということで検討した結果、地下壁をぐるっと敷地の周りに回して、水分量を減らすと液状化を起こさなくなるのです。そして4本ほど井戸を掘って、その水をくみ上げて池に流すという方法を取っています。この見積りが3,300万円です。

「旧香川県立体育館提案内容のご説明と陳情内容について」という資料の27ページに旧香川県立体育館に関するこれまでの経緯がありますが、2012年に丹下事務所が耐震調査を実施しています。2013年度末にかけて3回の入札があります。ただ、一つ触れておきたいのは2014年2月に、もう一つの資料の56ページにあります、ある施工会社が10億9,600万以上であれば応札したいとの申出がありました。その時に公告せずにそのまま10年間放置しています。サウンディングはアリバイ作りだといわれたことも踏まえてですが、耐震工事の入札から10年経ったので、2020年10月に18億円に値上がりしているのです。そして、今になって9億2,000万の解体の応札をしたことが、僕が非常に疑問に思っている箇所です。この56ページは、営繕課の方から開示請求で出てきた資料です。

最後にいいたいことは、耐震改修促進法の中では、13年前の耐震診断書も別に間違った方法ではないのですが、現実の建物に非常に則していない。本来はきちんとした耐震性能を見ぬまま今解体で進んでいるということは、歴史的な大きな禍根になりそうなので、一つ前提に置いてほしいと思います。県が今、費用を掛けずに残す方法や時間がある中で、こうやって解体に対し、急いでいくということに対する疑念も非常にあります。今、なぜ解体の公費にこんなにこだわるのか、手続してきたからということにこだわるのかということが、僕には非常に分からないというのが、監査請求の内容となっています。

(2) 証拠の提出

追加の証拠として、請求人が主張を裏付けるものを提出し、主張の追加を行った。

(以下の書類については省略をする。)

ア 令和7年9月17日提出分

(ア) 住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述への参考資料一式(2025年9月17日)

(イ) 旧香川県立体育館提案内容のご説明と陳情内容について

イ 令和7年10月9日提出分

(ア) 耐震診断書のルート1解析では複雑な力の流れを持つ建築の耐震性能が正確に捉えられない根拠

ウ 令和7年10月17日提出分

(ア) 旧香川県立体育館建物解体工事費に係る参考資料

(イ) 岐阜県羽島市庁舎解体工事に係る参考資料

(ウ) 香川県下における竣工^{しゅん}1960年代のRC造建築物（アスベスト含有及び杭支持）の解体工事入札結果

4 監査対象部局等の見解

請求人の主張に対して、監査の中で聴取した監査対象部局の見解（耐震診断の内容等技術的見解については、総務部営繕課（以下「営繕課」という。）に聴取した内容を含む。）は、次のとおりである。

(1) 請求書における請求人の主張に対する見解

ア 合理性のある代替案の検討が行われていないこと

(ア) 本件再生案が具体的に提示され、解体決定時とは基礎事情が大きく変化している中で、代替案の検討がなされないまま不必要な解体工事を実施し、莫大な公金を支出する行為は、最少経費最大効果の原則（地方自治法第2条第14項）、必要最小限度支出の原則（地方財政法第4条第1項）に反し違法であり、社会通念上も著しく合理性を欠く不当なものである、との主張に対する見解

請求人がいうところの「本件再生案」（以下「本件再生案」という。）は、事業主体や事業計画が明確でなく、「具体的に提示され」たものとはいえず、基礎事情が大きく変化しているとはいえない。

(イ) サウンディング型市場調査における、約2か月余という期間や応募者の全額負担を前提とすること等は、有効な提案の可能性を狭めており、また審査過程も不透明であるから、当該市場調査は実効性が極めて乏しいものであったと評価せざるを得ず、本件再生案の検討を行わない理由とは到底なり得ない、との主張に対する見解

本県では、入札の公告期間を10日（WTO調達案件については40日）以上、パブリックコメントの実施期間を原則として1か月以上としていることなどに鑑みると、当該市場調査の実施期間が短すぎるとはいえず、また、県が利活用するための提案を求めたものでないことから、「施設の改修、運営にかかる費用」を「原則として、事業者の負担」としたものであり、有効な提案の可能性を狭めたものではない。

当該市場調査は、提案者の意見を聴くためのものであって、審査を行うものではなく、また、提案者と面談を行った上で実施結果の概要を公表するなど、過程が不透明なものだったとはいえない。

イ 本件建物の安全性に関する県の判断が具体的・客観的な技術的裏付けを欠いていること

(ア) 10年以上前に実施した、簡易モデルを用いた耐震診断において、知事の記者会見での発言のような危険性や表現が記載されているわけではなく、その後、当該耐震診断の作成者等に照会をせず、再調査等も実施しないまま、当該耐震診断を曲解し、専門的・技術的裏付けを欠く恣意的な見解に基づき解体の必要性を判断している、との主張に対する見解

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）の規定に基づく告示（平成18年国土交通省告示第184号）の別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」の第1ただし書により国土交通大臣が当該指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法（以下「

認定診断法」という。)により、平成24年に耐震診断を行っており、この診断方法は簡易的な診断方法ではなく、これまで相当の実績を有し現在も一般的に用いられている診断方法である。

耐震診断報告書によると「X、Y方向ともに1階及びM2階において目標値を満足していない。よって、耐震性能に問題ありと判断する。」とされている。この診断結果の数値(I s 値)が、中2階と1階で安全の基準となる0.54より低く、この数値をもとに、国土交通省が示す安全性に関する評価に当てはめるところ中2階及び1階が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。」に該当しており、当該報告書に直接的な文言の記載がなくとも、耐震診断の結果は、法令上、倒壊や崩壊の危険性があるとの結果を示している。

法令等に基づき、適切に耐震診断を実施した結果であり、作成者への照会や再調査を行わないことに問題はない。

- (イ) 日本を代表する専門家等が平成24年の耐震診断で用いた構造モデルは簡略化された不適切なものであり、不正確な結果となっている旨を指摘し、建物の素材・構造等を冷静に分析すれば、本件建物の地震等による倒壊の危険はなく、即時解体はあり得ない旨を説明した、との主張に対する見解

上記(ア)に記載のとおり、法令等に基づき、適切な耐震診断を実施した結果であり、不適切、不正確なものではない。

- (ウ) 安全性に関する適切かつ十分な調査を行わず、不正確な前提、恣意的な解釈に基づき不必要な公金の支出を予定しており、最少経費最大効果の原則、必要最小限度支出の原則に反し違法であり、社会通念上も著しく合理性を欠く不当なものである、との主張に対する見解

上記(ア)に記載のとおり、法令等に基づき、適切に耐震診断を実施した結果であり、改めて調査を行う必要はない。

- ウ 本件建物の文化的・歴史的価値を不当に軽視していること

本件建物の文化的・歴史的価値を軽視した本件公金の支出は、香川県の重要な観光・文化的資源を公金を用いて棄損し、将来にわたり香川県に対し甚大な損害を与えるものであるから、最少経費最大効果の原則、必要最小限度支出の原則に反し違法であり、社会通念上も著しく合理性を欠く不当なものである、との主張に対する見解

県としては、耐震改修工事の入札を3回実施したほか、本件建物の文化的・歴史的価値に鑑み、民間事業者等を含む利活用の可能性を十分検討した上で、ほかに手段がないことから、解体を決定したのであって、本件建物の価値を軽視してはいない。また、上記ア(ア)に記載のとおり、本件再生案は具体的に提示されたものではなく、本件再生案を県が受け入れないことをもって「本件建物の文化的・歴史的価値を不当に軽視している」とする主張は失当である。

- エ 解体費用が相場から大きく乖離し、著しく高額であること

本件建物の構造的な特殊性を考慮しても、解体費用が相場と大きく乖離し、あまりに高額であるところ、その具体的な理由や算出根拠等は明らかにされていない。相場から大きく乖離した著しく高額な工事費用を公金から支出することは、最少経費最大効果の原則、必要最小限度支出の原則に反し違法であり、社会通念上も著しく合理性を欠く不当なものである、

との主張に対する見解

本件建物の主要となる2階アリーナは、一般的な庁舎や学校校舎に比べ階高が高いため、延べ面積に対する躯体コンクリートのボリュームが大きく、単位面積当たりの解体費が割高になっていると考えられる。加えて、基礎の支持杭509本（9～10m）を全て撤去すること、屋根の防水材にアスベストが含有されており、飛散しないよう特殊な工法で除去すること、建物の形状が舟型であり、解体時の安全性を確保するため、東西に張り出し部分を支える仮設の支柱が必要なこと、解体中に行う文化的価値の記録保存調査において、鉄筋の配筋状況を確認するため、コンクリートをワイヤーで切断するなど一般的な解体より費用を要していること並びに発注者指定型の週休2日工事であり、工期及び月単位の週休2日の達成を前提に労務費の補正を行っていることなどを積み上げた結果である。

オ 監査の手続が終わるまでの間、暫定措置として、本件公金の支出を停止すること

本件公金の支出は、違法であると思料するに足る相当の理由があり、かつ回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないことから、地方自治法第242条第4項の暫定措置の要件を満たす、との主張に対する見解

上記イからエまでのとおり、本件建物は、耐震診断の結果、倒壊や崩壊の危険性があることが判明し、利活用に向けた検討も行ったが、ほかに手段がないことから解体を決定したものであって、その費用は、建物の特性を踏まえて適正に積算しており、最少経費最大効果の原則や必要最小限度支出の原則に違反するものではないため、本件公金の支出は、違法ではない。

また、請求人が主張するような「解体費用の支出や応札者等からの損害賠償請求等」による「損害」があったとしても、回復が困難なものとはいえない。本件建物が解体されれば回復は困難であるが、監査期間中（請求から60日以内）に解体が行われることは、日程上あり得ない。

さらに、解体が遅延することにより、周辺住民が倒壊に伴う危険にさらされることとなり、人の生命又は身体に対する危害の発生の防止を著しく阻害するおそれがある。

(2) 陳述における請求人の主張に対する見解

ア 耐震改修促進法を根拠とする耐震診断を行っているが、複雑な建物を簡易モデルに押し込んでおり、正確な数値が出ない。ルート1解析ではなく、ルート3でないと、曲がった壁や柱スパンの大きな建物は解析できない、との主張に対する見解

ルート1及びルート3解析は、一般的に建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく新築建物の構造計算方法であり、耐震診断では用いられず、そもそも平成24年の耐震診断はルート1解析ではない。

平成24年の耐震診断計算では、診断建物の構造に適した評価ができるよう国土交通省住宅局建築指導課監修の「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（財団法人日本建築防災協会発行。以下「鉄筋コンクリート造の基準・同解説」という。）に定める「第2次診断法」を採用している。この方法は、^{じん}靱性（変形能力の粘り強さ）が大きい範囲でルート3（保有水平耐力計算）にほぼ対応しており、平成24年の耐震診断によれば、本件建物の大柱のように個別で構造特性の検討が必要な場合においてモデル化の影響を受けにくく、ルート3より精度の高い結果を得ることができるとされている。

以上のことから、平成24年の耐震診断では、曲がった壁や柱スパンの大きな建物の解析は行えている。

イ 内部架構のせん断値（弱い方の値）をもって耐力を出しているが、内部が崩壊しても外部架構が残り、倒壊しない。また、CTU・SD値が基準指標の0.27を上回ると、多少ひび割れしても倒壊しないレベルであるが、0.5以上となっている。建物に損傷は出るが、粘り強いので倒れないということを示しており、県はこれを見逃している。耐震診断上も倒れるということはどこにも書かれていない、との主張に対する見解

平成24年の耐震診断方法は、認定診断法を採用しており、この診断方法では内部架構と外部架構に分けずとも耐震性を評価するものとなっている。

建物の耐震性は、強度や靱性、建物形状の特徴や経年劣化等を考慮した構造耐震指標であるI_s値と強度の評価指標であるCTU・SD値の両方を満足する必要がある、CTU・SD値のみ満足しても耐震性を満足しているということにならない。CTU・SD値を確認する目的は、I_s値が基準を満足していても靱性の大きい建物の場合、大地震で大きな被害を受けた例もあるため、粘り強さに過剰に期待するのではなく、ある程度の強度の確保が必要のためである。

なお、中2階及び1階においてI_s値が基準となる0.54を下回っていることから、この数値をもとに、国土交通省が示す安全性に関する評価に当てはめたと、中2階及び1階が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。」という分類に該当している。

ウ 本件建物と緊急輸送路との関係について、丹下事務所の耐震診断書には、「緊急時の通行が確保されている」と書かれている、との主張に対する見解

耐震診断報告書の「診断総括表」のうち「周辺との関連性」について記載の部分には、建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」（財団法人建築保全センター発行。以下「官庁施設の基準及び同解説」という。）に基づき記載することとなっている。当該基準によれば、「施設と周辺との関連性を考慮して、周辺の道路状況、緊急輸送道路等及びそれらへの接続道路の混雑度、防災関係機関との接続性、ヘリコプター等の離着陸場の状況、ライフラインの状況等について調査する。」とされており、当該敷地の周辺環境について評価したものである。緊急輸送路に対する診断建物の崩壊等による閉塞について記載するものとはなっていないため、このような表現になっている。したがって、本件建物の耐震性による緊急輸送路の通行が確保されるということの意味するものではない。

エ 耐震診断書では、地表面加速度400galで液状化の検討が行われているが、これは、直下型で震度7くらいの地震を想定した数値である。南海トラフの香川県の震度6弱であれば、200galくらいであり、400galはハイスpekすぎる。200galで液状化判定を掛けると、一部液状化を起こしそうな層はあるが、全体的には、液状化を起こさない。これ以上の震度があつたときの液状化対策としては、敷地の周りに地下壁を設置し、井戸を掘って水をくみ上げ水分量を減らせば、液状化を起こさない、との主張に対する見解

杭については、官庁施設の基準及び同解説に基づく、地震時における杭の水平耐力は必要な耐力に対して約12%不足している。これは液状化が発生しないという前提のもとで計算したものであり、液状化が発生すれば、さらに杭の耐力が不足することになる。

請求人が主張している液状化の検討については、平成10年に実施した耐震診断結果の一部

分ではないかと思われるが、平成24年に実施した耐震診断における耐震性能を示すI s 値によると、建物が地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるとなっており、このI s 値は、液状化の有無を考慮することになっていないことから、液状化が建物そのものの耐震性能の論拠につながるものではない。平成10年当時については、官庁施設の基準及び同解説と当該基準の性能の確保を目的として定められた「建築構造設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課策定）に基づいて、液状化判定を実施する場合の最大値である400galにて検討している。

なお、気象庁の資料（気象庁ホームページ「震度と加速度」）によれば、加速度（gal）と震度の関係については、最大加速度が大きい場所が震度も大きくなるとは限らず、実際の例でも1,000gal余の非常に大きな加速度でも震度6弱であったとされており、また、液状化の可能性については、本件建物の所在地が、令和7年7月に県が公表した液状化危険度予測図において「液状化危険度はかなり高い」となっていることを申し添える。

オ 県は、コンクリートの中性化がすごく進んでいるというが、多くても35mmくらいである。

あと10年くらいは中性化が鉄筋に達しない、との主張に対する見解

県がコンクリートの中性化として指摘しているのは、屋根を形成するコンクリート板のことであり、診断報告書によれば、雨水が浸入しコンクリート内部の広い範囲で中性化が進行し、屋根を支持する主要な構造部材である吊りケーブルや押さえ棒鋼の腐食やコンクリート板の鉄筋が一部破断しており、平常時でも落下の危険性があるとされている。したがって、屋根については、あと10年くらいは中性化が鉄筋に達しないとの主張は誤りである。

カ 耐震性能が足りるかもしれないのに、それを見ずに解体に向けて進んでいる。費用を掛けずに大事な建物を残す方法があるのに、解体を急いでいることが疑問である、との主張に対する見解

耐震性能が足りるかもしれないとの前提は誤りである。

耐震診断は法令等に基づき、適切に実施したものであり、上記(1)ウに記載のとおり、本件建物の利活用の可能性を十分検討した上で、ほかに手段がないことから、解体を決定したのであって、性急に解体を行おうとしているわけではない。

キ はね出しの部分の解体は非常に難しいと思うが、床面積のほとんどを占める部分は、ラーメン構造である。10億円という解体費用（坪単価70万円）は通常の4～7倍であり、あまりにも高額である、との主張に対する見解

上記(1)エに記載のとおりである。また、工事設計書の内訳書は、直接工事費（資材費、労務費）と共通費（共通仮設費、現場経費、一般管理費）で構成される。直接工事費における単価は、国土交通省が示した公共工事設計労務単価と公共建築工事積算基準に基づく香川県建築工事標準単価及び解体専門業者からの見積単価を採用している。専門業者見積りは、3者から徴収し、その内容等について精査した上で、最安の見積りを採用している。共通費の算定においても、公共建築工事積算基準に基づく率で積算しており、適正な工事価格である。

ク 耐震改修について、平成26年2月に、ある施工会社が10億9,600万円以上なら応札したいとの申出があったが、入札公告をせずに、今になって、9億2,000万円で解体の応札となったことが疑問である、との主張に対する見解

耐震改修工事及び解体工事の積算及び入札を適切に実施しており、請求人の主張は当たら

ない。

(3) その他監査対象部局等から聴取した事項

ア 平成10年の耐震診断実施以降の対応

平成10年に本件建物の耐震診断を実施したが、平成11年度以降、財政上の理由により県有施設の耐震改修がほぼ凍結となった。平成17年度に「県有施設耐震改修基本方針」を策定し、防災対策上重要な施設を重点的に改修することとしたが、本件建物は、あり方を検討する建物と位置づけられ、策定時点では、当該方針による耐震改修の対象外となっていた。平成20年度に取りまとめた「県立の体育館及び武道館の今後のあり方について」において、本件建物は、早急に耐震改修等の措置を講じる必要があるとされた。平成23年に発生した東日本大震災を受けた、県有施設の耐震化の前倒しの方針により、本件建物についても平成25年度末までに耐震改修を完了することとされた。

イ 平成24年に再度耐震診断を実施した理由

耐震改修工事の実施に当たり、平成10年の耐震診断から10年以上経過しており、劣化状況も確認する必要があったことから、耐震診断を改めて行ったものである。

ウ 鉄筋コンクリート造の基準・同解説では、「より詳細な検討が可能な場合にはそれによるべきであり」との記載があるが、「より詳細な検討」を行わない理由

本件建物は、大柱や縁梁に構造的な特殊性があるが、その他の部分は一般的な鉄筋コンクリート造の建物と遜色ないものである。平成24年の耐震診断では、大柱は別途、詳細検討して耐力を求めているほか、縁梁は本来、階を支える鉛直部材でないため耐力上考慮しないが、耐力壁とみなすことができるとして耐力を評価している。このように建物を適切にモデル化し、詳細な検討を積み重ねた上で「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」を適用し計算を行っていることから、さらに「より詳細な検討」を行う必要はないと考える。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、保健体育課及び営繕課の関係職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

(1) 本件建物の概要及びこれまでの経緯

建築家・丹下健三氏が設計し、昭和39年に竣工した本件建物は、我が国で最初期の吊り屋根構造の建築であり、巨大な縁梁・側梁でケーブルと鋼棒を支える仕組みと、彫刻的なコンクリートの造形が特徴で、和船を模したその外観から「船の体育館」として県民に親しまれてきた。

様々な競技施設として、平成23年度には年間10万人を超える利用者がいたが、施設の老朽化が進み、平成24年の耐震診断に係る調査実施中に、屋根落下の危険性が判明したため、同年7月にアリーナ部分の利用を中止した。県は、早期利用再開を目指し、平成25年度に3回の耐震改修工事の入札公告を行ったが、応札者がなく、耐震改修に多額の経費を要することや、天井が低く、競技施設としての機能が十分でないとして、平成26年9月末をもって閉館した。

その後、庁内関係課や外部の有識者等の意見を聴きながら利活用について検討を重ねたほか、令和3年度に実施したサウンディング型市場調査においては、様々な利活用の提案があったが、

県としては、資金の面で民間事業者が県の財政支援等を受けることなく、単独で持続的な運営を行うことは難しいと認識し、また、西側道路が緊急輸送路に指定されていることも踏まえ、令和5年2月に解体の方針を表明した。

県は、令和5年度から令和6年度にかけて本件建物の解体工事の実施設計を行い、令和6年6月に解体工事費用の概算が10億円程度になると発表し、令和7年度当初予算案に本件建物の解体工事の経費を計上し、令和7年2月議会で当該予算案は可決された。

令和7年8月7日には、予定価格920,416,200円、令和9年9月までを工期とする本件建物の解体工事の入札公告が行われ、令和7年10月7日、落札業者が決定した。

こうした中、請求人を「委員長」とする「旧香川県立体育館再生委員会」と称する団体（以下「再生委員会」という。）は、県に対して令和7年7月18日に「旧香川県立体育館の買取等による保存及び利活用に関する意向表明書」を、また、同年8月6日に「旧香川県立体育館買取等による保存及び利活用に関する追加資料一式」を提出した。

以下、主な事項について、具体的に記述する。

（2）耐震診断の実施

県は、平成10年に本件建物の耐震診断を行っており、その際には、官庁施設の基準及び同解説を採用し、耐震診断結果としては、構造体の耐震指標が1階及び2階のX・Y方向がいずれも安全の基準となる1.0未満となり、このうち2階のX方向が0.347であり0.5を下回るため、官庁施設の基準及び同解説が示す安全性の評価に当てはめると、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩落する危険性が高い」と評価された。

県の説明によると、平成11年度以降、財政上の理由により県有施設の耐震改修がほぼ凍結され、平成17年度に「県有施設耐震改修基本方針」を策定し、防災対策上重要な施設を重点的に改修することとしたが、本件建物は、あり方を検討する建物と位置づけられ、当該方針による耐震改修の対象外となっていた。平成20年度に取りまとめた「県立の体育館及び武道館の今後のあり方について」において、本件建物は、早急に耐震改修等の措置を講じる必要があるとされ、さらに、平成23年に発生した東日本大震災を受けた、県有施設の耐震化の前倒しの方針により、平成25年度末までに耐震改修を完了することとされた。耐震改修工事の実施に当たり、平成10年の耐震診断実施から10年以上が経過し、劣化状況を確認する必要性から、平成24年から平成25年にかけて耐震診断を含めた耐震改修実施設計を行った。

平成24年の耐震診断においては、認定診断法である鉄筋コンクリート造の基準・同解説に定める「第2次診断法」を用いて構造体の耐震診断が、同じく認定診断法である官庁施設の基準及び同解説を用いて杭の水平耐力や非構造部材、建築設備の耐震診断が行われた。

耐震診断結果としては、構造体の耐震指標であるI_s値が中2階のX方向が0.516、同じくY方向が0.517、1階のX方向が0.501、同じくY方向が0.475となっている。これらは、いずれも安全の基準となる0.54よりも低く、国土交通省が示す安全性の評価に当てはめると、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩落する危険性がある」となる。また、基礎においては杭の水平耐力が不足するほか、屋根を支持する主要構造部材である吊りケーブルや押さえ棒鋼の腐食、さらには屋根本体のプレキャストコンクリート板の鉄筋が破断するなど、平常時においても屋根落下の危険性があるとされた。

（3）緊急輸送路との関係

本件建物と西側道路との関係については、平成24年1月、当該道路が「香川県地域防災計画」

において緊急輸送路（第1次輸送確保路線）に指定されたことにより、本件建物は、耐震改修促進法の規定に基づき、耐震関係規定に適合しない建築物が地震によって倒壊した場合において、緊急輸送路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある「特定建築物」（耐震改修促進法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）の改正により、平成25年11月からは「通行障害既存耐震不適格建築物」）に該当することとなった。

また、平成26年4月には、耐震改修促進法の規定に基づき策定された「香川県耐震改修促進計画」において、緊急輸送路のうち、D I D地区（平成22年国勢調査による人口集中地域）内にある第1次輸送確保路線が避難路として指定された。

（4） サウンディング型市場調査の実施

県は、本件建物の建築的特長を活かした利活用の方法について、事業主体となる意向がある民間事業者の意見や提案を把握することを目的として、令和3年度にサウンディング型市場調査を実施した。調査の前提として、建物に耐震性はなく、施設の改修、運営に掛かる費用は原則として事業者負担となることとし、法的規制の認められる範囲の用途で幅広い提案を求め、①利活用の方法、②耐震改修の考え方、③事業の実施方法（実施主体）、④投資資金の回収の方法、⑤県に期待する支援・条件整備や配慮を要する事項の5項目について調査を行った結果、9事業者から10の提案があった。

県が調査結果の概要として公表した資料によると、10提案のうち、9提案は、耐震改修を行い、利活用を行うものであり、1提案は、耐震改修を行わず、建物の外観をモニュメントとして保存するものであった。また、耐震改修を行い、利活用を行うものとした9提案のうち、2提案は、初期投資やその回収計画について具体的な提案があったが、その内容は県が財政負担を行うことを想定したものであり、4提案は、資金の回収計画等に関して数字を示しての具体的な記載がなく、1提案は、資金の回収計画等の記載がなく、2提案は、耐震改修を県が行うことを前提とする提案であったとしている。

（5） 解体方針の表明

令和5年2月の定例記者会見において、教育長は、本件建物について、平成26年9月の閉館以降、県、民間事業者等による利活用の可能性を考えながら、そのあり方を慎重に検討してきたが、県立アリーナの整備が進む中、体育館としての役割を既に終えていること、他の部局においても本件建物に見合う施設整備の予定がないこと、多額の耐震改修等の費用を投じて他の用途に転用することは現実的でないことから、県として利活用できないとの判断をするとともに、サウンディング型市場調査の結果から、民間事業者が県の財政支援等を受けることなく、単独で持続的な運営を行うことは難しいとの認識を示した。さらに、本件建物の西側道路が大規模な地震発生時等における緊急輸送路に指定されていることを考慮すると、現在の状況を長く続けることはできないと判断し、苦渋の選択ではあるが、解体するとの方針を表明した。

（6） 記録保存

県は、解体工事の実施に合わせて、本件建物の記録保存事業を行うこととしており、教育長の記者会見や県議会での答弁によると、当該事業は、本件建物の歴史的・文化的価値に十分配慮し、丁寧な調査・記録作成と、県民に分かりやすいコンテンツにより、その価値を可能な限り後世に継承することを目的として実施するとしている。

具体的には、記録作成の方法として、3D測量、解体前・解体中の写真撮影及び動画撮影、

解体時における特徴ある部位の詳細調査や屋根の吊りケーブル等の一部現物保存などを想定しており、建築分野の専門家の協力やアドバイスを受けながら、解体に並行して吊り屋根などの特徴ある部位の詳細調査と構造確認を行うなど、本件建物の特徴に応じた丁寧な調査を実施し、それらをまとめた報告書を作成して、本件建物の価値を県民に発信していくとしている。

(7) 再生委員会から県への再生案の提示

再生委員会は、県に対して、令和7年7月18日、「旧香川県立体育館の買取等による保存及び利活用に関する意向表明書」を提出し、民間による耐震改修工事及び宿泊施設等への再生について提案した。

教育委員会は、令和7年8月5日、当該提案は、本件建物を所有し活用する具体的な主体や計画等が明確になっておらず、また、現在は保存や利活用に係る提案を公募している状況でもない旨の文書を再生委員会に送付した。

一方、再生委員会は、県に対して、令和7年8月6日、保存及び利活用を行う事業への出資や参画の意向がある企業からの意向表明書や本件建物の構造的評価に関する資料などを提出した。

2 監査委員の判断

(1) 監査の視点

請求人は、本件公金の支出をしてはならない理由として、合理性のある代替案の検討が行われていないこと、本件建物の安全性に関する県の判断が具体的・客観的な技術的裏付けを欠いていること、本件建物の文化的・歴史的価値を不当に軽視していること及び解体費用が相場から大きく乖離し、著しく高額であることから、本件公金の支出が最少経費最大効果の原則（地方自治法第2条第14項）、必要最小限度支出の原則（地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項）に反し、違法であり、社会通念上も著しく合理性を欠き不当であると主張している。

すなわち、本件公金の支出の先行行為である本件建物の解体の決定や解体費用の算定が合理性を欠いているから、それに基づき行われようとしている公金の支出が違法、不当であると主張していると解される。

財務会計上の行為の原因となった先行行為に違法性がある場合、それに続く財務会計上の行為も違法になるのかどうかについては、裁判例（最高裁平成4年12月15日判決（昭和61年（行ツ）第133号）及び最高裁平成15年1月17日判決（平成12年（行ツ）第369号））を参考にすると、「先行行為が著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合」ということを基準として、後行の財務会計上の行為の違法性を判断すべきものと解される。

また、不当とは、違法ではないが、行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことであることから、不当性についても、違法性に準じて判断すべきと解される。

したがって、本件公金の支出の先行行為である、本件建物の解体の決定及び解体費用の算定が合理性を欠き、違法又は不当であるか否かについて検証し、もって、本件公金の支出の違法性又は不当性の有無について検討を行う。

(2) 解体の決定に係る妥当性

公有財産である建物の解体や建替えに係る裁判例（東京地裁平成29年12月21日判決（平成27年（行ウ）第70号）及びその控訴審である東京高裁平成30年7月12日判決（平成30年（行コ）

第21号)並びに大阪地裁令和4年2月17日判決(平成30年(行ウ)第74号))を参考にすると、解体の必要性の有無等は、地方公共団体における諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的見地から判断することが不可欠であり、このような判断は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う地方公共団体の広範な裁量に委ねられているというべきであり、解体が違法であるというためには、その判断が重要な事実の基礎を欠くものであるか、又は、その内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであって、裁量権の範囲を逸脱し若しくはこれを濫用したと認められることを要するものと解するのが相当である。

本件建物については、上記1にこれまでの経緯等を記載のとおり、平成10年及び平成24年に耐震診断を実施し、屋根落下の危険性から同年7月にアリーナ部分の利用を中止した。平成25年度に耐震改修工事の入札公告を3回実施するも応札者がなく、県は、耐震改修には多額の経費を要すること及び天井が低く競技施設としての機能が十分でないとして、平成26年9月末に閉館した。その後、庁内関係課や外部の有識者等の意見を聴きながら利活用について検討を重ねたほか、令和3年度に実施したサウンディング型市場調査においては、様々な利活用の提案があったが、県としては、資金の面で民間事業者が県の財政支援等を受けることなく、単独で持続的な運営を行うことは難しいと認識し、西側道路が緊急輸送路に指定されていることも踏まえ、令和5年2月、解体の方針を表明するとともに、同年2月定例県議会で解体工事实施設計の経費を計上した予算案を提案し、当該予算案は可決された。県は、令和5年度から令和6年度に解体工事实施設計を行い、さらに、令和7年2月定例県議会で解体工事の経費を計上した予算案を提案し、当該予算案は可決された。

この間、県議会においては、代表質問や一般質問、文教厚生委員会等において、本件建物の活用方法やサウンディング型市場調査の結果、さらには解体や記録保存の考え方などの議論が行われている。

県は、こうした経緯の中で、本件建物の安全性や利活用の可能性、文化的価値など諸般の事情を総合的に考慮した上で、解体を決定したのであって、その判断が重要な事実の基礎を欠くものであるとはいえず、また、その内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるともいえない。

以下、請求人が主張する「請求の理由」ごとに判断する。

ア 合理性のある代替案の検討が行われていないとの主張について

県からは、提示された本件再生案の検討を行わない理由として、上記第3の4(1)ア(ア)に記載のとおり、事業主体や事業計画が明確でなく、具体的に提示されたものとはいえないとの説明があったほか、令和7年9月定例県議会代表質問において、教育長から、地震時に本件建物が倒壊する危険は想定されないという考えのもとでの提案については、本件建物の安全確保に関して懸念があり、教育委員会としては、安全面のリスクをできるだけ早く取り除くことが重要と考えているとの答弁があった。

今後30年以内の発生確率が60%～90%程度以上とされている南海トラフ地震の危険性への考慮のほか、耐震改修工事の応札がなかった点、サウンディング型市場調査を含む利活用等を検討していた点は十分理解するものの、平成10年の耐震診断後も、平成24年に屋根落下の危険性が判明するまでアリーナの利用を中止しなかったことや、令和5年2月の解体決定までに要した期間を踏まえると、県の説明には、一貫性に欠ける面がある。

しかしながら、耐震診断結果から本件建物に安全面でのリスクがあることは事実であり、

県としては、住民の代表機関である県議会で承認された本件建物の解体工事の実施に向けた手続を進めているのであって、本件再生案の検討を行わないことは、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとまではいえず、また、合理性を欠いているとまでもいえない。

なお、請求人は、サウンディング型市場調査について、約2か月余という募集期間では不足しており、有効な提案の可能性を著しく狭めているほか、審査過程が不透明で実効性が極めて乏しく、本件再生案の検討を行わない理由とはなり得ない旨を主張しているが、このうち、募集期間については、国土交通省の「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」においても具体的な定めはなく、他の地方公共団体における類似事例と比較しても、当該市場調査の募集期間が短いとはいえない。

一方、県は、当該市場調査実施後の公表資料において、「今回の調査でいただいたご提案について、その実現可能性について精査を行い、旧県立体育館のあり方について検討を進めてまいります」としているが、その精査や検討の結果については公表されておらず、県議会での答弁や教育長の記者会見においても、「資金の面で民間事業者が県の財政支援等を受けることなく単独で持続的な運営を行うことは難しいと認識」したという表現にとどまっている。これは、透明性確保の観点からみると、必ずしも十分なものとはいえないが、手続に瑕疵があったとまではいえず、当該市場調査の実効性が極めて乏しいものとまではいえない。

したがって、合理性のある代替案の検討が行われていないから、本件公金の支出が違法、不当であるとする請求人の主張には理由がない。

イ 本件建物の安全性に関する県の判断が具体的、客観的な技術的裏付けを欠いているとの主張について

上記1(2)に記載のとおり、法令等に基づく方法により実施した耐震診断において、構造体の耐震指標が国土交通省の示す安全性の基準を下回っていることなどを確認した。

請求人は、平成24年に実施した耐震診断は簡易モデルを用いたもので、不正確であると主張しており、確かに、本件建物の耐震診断に用いた鉄筋コンクリート造の基準・同解説には、「随所に大きな仮定を設けてできるだけ手法を簡略化することを基本方針の第一とした。したがって、より詳細な検討が可能な場合にはそれによるべきであり」と記載されている。

このことについて、県からは、上記第3の4(2)ア及び(3)ウに記載のとおり、平成24年に実施した耐震診断は、本件建物の大柱のように個別で構造特性の検討が必要な場合においてモデル化の影響を受けにくい「第2次診断法」を採用しており、大柱は別途、詳細検討して耐力を求めているほか、縁梁は本来、階を支える鉛直部材でないため耐力上考慮しないが、耐力壁とみなすことができるとして耐力を評価するなど、詳細な検討を積み重ねた上で鉄筋コンクリート造の基準・同解説を適用し計算を行っていることから、さらに詳細な検討を行う必要はないとの説明があった。

県は、大柱や縁梁の耐力を詳細検討しており、それ以上に行うか否かについては、当該耐震診断基準の記述を根拠として「より詳細な検討」を行うことも選択肢として考えられるが、これを行わないことをもって、県の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとまではいえず、また、合理性を欠いているとまでもいえない。

したがって、本件建物の安全性に関する県の判断が具体的、客観的な技術的裏付けを欠いているから、本件公金の支出が違法、不当であるとする請求人の主張には理由がない。

ウ 本件建物の文化的・歴史的価値を不当に軽視しているとの主張について

県からは、上記第3の4(1)ウに記載のとおり、耐震改修工事の入札を3回実施したほか、本件建物の文化的・歴史的価値に鑑み、民間事業者等を含む利活用の可能性を十分検討した上で、ほかに手段が無いことから、解体を決定したのであって、本件建物の価値を軽視してはいないとの説明があった。

また、教育長は、記者会見や県議会での答弁において、当時最先端の吊り屋根構造を用いた技術やダイナミックな外観造形、長く「船の体育館」として県民に親しまれてきた歴史など、様々な価値を持った建物であり、歴史的・文化的価値を十分に配慮し、その価値を可能な限り後世に継承することを目的として、工事前、工事中、工事後の3つのステップで記録を保存し、特に、屋根の吊りケーブル等の一部現物保存や3Dを活用したアーカイブ等、これまでにはないレベルでの保存を検討したいとしている。

こうしたことから、県が本件建物の解体を決定したことが、本件建物の価値を不当に軽視しているとまではいえない。

したがって、本件建物の文化的・歴史的価値を不当に軽視しているから、本件公金の支出が違法、不当であるとする請求人の主張には理由がない。

(3) 解体費用の算定に係る妥当性

請求人は、本件建物の解体費用が鉄筋コンクリート建造物の解体費用の相場並びに千葉県総合スポーツセンター旧体育館及び岐阜県羽島市庁舎の解体費用と比べて高額であると主張している。

このことについて、県からは、上記第3の4(2)キに記載のとおり、公共工事設計労務単価及び香川県建築工事標準単価並びに解体専門業者3者から徴収した最安の見積りを採用するなど、適切に積算を行っているとの説明があった。

また、上記第3の4(1)エに記載のとおり、本件建物の解体工事においては、2階アリーナが一般的な建物に比べて階高が高いため、単位面積当たりの躯体コンクリートのボリュームが大きいため、杭509本の撤去費や、アスベスト含有の屋根防水材の撤去費、張り出し部分の仮設支柱材の設置、文化的価値の記録保存等といった特殊要因があるとの説明があった。

県は、本件建物解体工事の積算において、項目や数量等は実施設計書に基づくとともに、通常のルールに沿って単価の設定を行っており、また、それぞれの建物の形態や規模、工事の特殊要因等から、請求人が主張する解体費用の相場や上記施設との単純な比較は困難なため、本件建物の解体費用の算定が明らかに合理性を欠いているとまではいえない。

したがって、解体費用が相場から大きく乖離し、著しく高額であるから、本件公金の支出が違法、不当であるとする請求人の主張には理由がない。

(4) 本件公金の支出の違法性、不当性の有無

ここまで検討したとおり、本件公金の支出の先行行為である、本件建物の解体の決定及び解体費用の算定について、違法又は不当であるとは認められなかった。

したがって、本件公金の支出について、最少経費最大効果の原則（地方自治法第2条第14項）、必要最小限度支出の原則（地方財政法第4条第1項）に反するとはいえず、また、合理性を欠く不当なものであるとまでもいえないのであるから、本件建物解体工事に係る一切の公金の支出をしてはならないという請求人の主張には、理由がない。

(5) 暫定的な停止勧告の検討

請求人は、監査の手続が終わるまでの間、暫定措置として、本件公金の支出の停止を求めている。

地方自治法第242条第4項に規定する暫定的な停止勧告の制度は、同項に規定する要件を全て満たす場合に、監査結果が確定するまで、当該財務会計行為を停止すべきことを監査委員の職権で勧告することができるものである。

監査期間中に県と落札業者による仮契約の締結が予定されていることを踏まえ、令和7年10月9日時点において、暫定的な停止勧告の可否を検討したところ、本件請求に係る公金の支出が違法であると思料するに足りる相当な理由があるとは認められないことから、暫定的な停止勧告は行わないこととした。